

民生文教常任委員会会議記録

令和 6 年 12 月 9 日開催

令和 6 年第 4 回定例会において、清水町議会会議規則第 39 条の規定により付託された事件について下記のとおり審議した。

(出席委員)

委員長 飯田安雄
副委員長 松下尚美
委員 松浦俊介
委員 大濱博史
委員 野田敏彦
委員 寺島俊郎
委員 森野夏歩

(概要)

議案第 54 号 清水町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
本案は、12 月 4 日に本委員会に付託され、12 月 9 日に、委員 6 人と、当局から副町長及び所管課長の出席を得て、審査を行いました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 55 号 清水町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例及び清水町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
本案は、12 月 4 日に本委員会に付託され、12 月 9 日に議案第 54 号審査終了後、同メンバーにより審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 56 号 令和 6 年度清水町一般会計補正予算（第 5 回）について
本案は、12 月 4 日に本委員会に付託され、12 月 9 日に議案第 55 号審査終了後、同メンバーにより審査に入りました。

始めに、当局から債務負担行為補正及び歳入の説明を受け質疑に入りました。
質疑なく、次に歳出について説明を受け質疑に入りました。
質疑なく、次に歳入歳出全般について質疑に入りました。
質疑なく、討論なく、採決の結果、本案の本委員会所管事項については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第57号 公の施設（清水町福祉センター）の指定管理者の指定について
本案は、12月4日に本委員会に付託され、12月9日に議案第56号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。
質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第58号 公の施設（清水町体育館・清水町総合運動公園・清水町野球場・清水町外原テニスコート）の指定管理者の指定について
本案は、12月4日に本委員会に付託され、12月9日に議案第57号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。
質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第59号 公の施設（清水町温水プール）の指定管理者の指定について
本案は、12月4日に本委員会に付託され、12月9日に議案第58号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。
最初に、委員から「現在の指定管理者は、施設運営協議会を設置し、利用者との懇談会を定期的を実施する計画であったが、実施状況は。」とただしたところ、「新型コロナウイルス感染症の影響により実施していなかったが、受付に意見箱を設け、利用者の意見や要望を聴取しているとのこと。なお、来年1月か2月頃に、各種利用団体との懇談会を実施予定であるとのこと。」との答弁がありました。

次に、委員から、「指定管理者が現在の業者となったことで、サービスの低下がみられたか。」とただしたところ、「新型コロナウイルス感染症の影響により、利用制限を行っていたため、サービスの低下を判断することは難しいが、コロナ禍後は、利用者のニーズに沿ったサービスが提供されているなどの意見を聞いています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「現在導入している利用者の監視システムに係る経費は、委託料に含まれているか。」とただしたところ、「業者独自のシステムであり、そ

の経費は委託料に含まれていません。」との答弁がありました。

他に質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

清水町議会委員会条例第27条第1項の規定により記名押印する。

令和6年12月19日

民生文教常任委員長 飯田 安雄